（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験）

第五十条　容器の断熱性能試験（以下この条において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。

一　試験に用いるガスは、液化天然ガスとする。

二　試験は、容器に試験ガスを充塡し、すべてのバルブを全閉し、八時間静置した後の容器内圧の上昇を測定することにより行う。

三　前号において、試験ガスの試験時における充塡量は、充塡した試験ガスが容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化ガスの容積が容器の内容積の三分の一以上となるように充塡するものとする。

四　測定した容器内圧の上昇値が次式で定めた、ΔP以下であるとき、合格とする。

$$\Delta P = \frac{(P_2 - P_1)\ 8}{120}$$

この式において、ΔP、P_1、P_2はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ΔP　容器内圧の上昇値の合格基準

P_1　供給圧力（単位　メガパスカル）

P_2　公称使用圧力（単位　メガパスカル）

五　試験に適合しなかった容器は、断熱装置を修理又は改造して再検査を行うことができるものとする。

（容器再検査における容器の規格の基準）

第五十一条　規則第十七条第一項第三号及び同条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める期間を経過していないこと。

イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　刻印等において示された製造年月から十五年

ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　製造年月から刻印等において示された充塡可能年月までの期間

ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　製造年月から刻印等において充塡可能年月が示されている場合にあっては、製造年月から当該充塡可能年月までの期間

二・三　［略］

2　規則第十七条第二項第三号の経済産業大臣が定めるところは、第五十条に定める試験の方法とする。

第八章　附属品再検査の方法

（附属品再検査の方法）

第五十二条　規則第十九条第一項の経済産業大臣が定める方法は、次条及び第五十四条に定めるところによるものとする。

（附属品の外観検査）

第五十三条　［略］

［新設］

（容器再検査における容器の規格）

第十九条　規則第十七条第一項第三号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　刻印等において示された製造年月から十五年を経過していないこと。

二・三　［略］

［新設］

［新設］

（附属品再検査の方法）

第二十条　規則第十九条第一項の告示で定める附属品再検査の方法は、次条及び第二十二条に定めるところによる。

（附属品の外観検査）

第二十一条　［略］